

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	屋外広告業物の許可の取消し		
根拠法令及び条項	那覇市屋外広告物条例第24条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市屋外広告物条例 (許可の取消し) 第24条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。 (1) 第18条第1項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第20条の規定に違反したとき。 (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。		
処分基準 設定年月日	平成24年12月28日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市計画部 都市計画課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。